

【新設】(資本等取引に含まれるその他これらに類する事実)

20-5-34 法第142条第3項第3号《資本等取引の意義》に規定する「その他これらに類する事実」には、例えば、恒久的施設の事業拡大のためのその本店等から当該恒久的施設への資金の供与が含まれることに留意する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額又は損金の額には、外国法人の内部取引に係る益金の額又は損金の額も含まれていることから、その内部取引に係る益金の額又は損金の額についても内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算するということになる。

- 2 また、内部取引であっても資本等取引に相当するもの、すなわち、恒久的施設を開設するための外国法人の本店等からその恒久的施設への資金の供与又は恒久的施設からその本店等への剰余金の送金その他これらに類する事実からは損益は認識されないこととされている(法142③三)。
- 3 本通達では、この資本等取引に含まれる「その他これらに類する事実」として、恒久的施設の事業拡大のためのその本店等からその恒久的施設への資金の供与を例示し、このような内部取引については損益を認識しないことを留意的に明らかにしている。